平成 24 年 11 月 28 日
消費者庁
独立行政法人国民生活センター

電気ケトルの転倒等による乳幼児の熱傷事故にご注意ください

お湯を沸かすために使用していた電気ケトルが転倒・落下したことにより、乳幼児が熱湯に触れ、熱傷を負ったという情報が寄せられています。

乳幼児が熱湯に触れて熱傷を負うケースは、軽症にとどまらず症状が重くなる場合もあります。

電気ケトルは、主に少量のお湯を沸かすもので、保温機能のある電気ポットに比べて短時間でお湯が沸くことから使用される機会も多い電気製品です。使用する際は、製品の特徴を知り、十分な注意が必要です。

１．事故概要

（１）当該事案を取り上げる経緯

消費者庁には、医療機関ネットワーク事業※1に参加している病院より、電気ケトルの転倒等により熱傷を負ったという情報が 15 件※2（平成 24 年 10 月末現在）、事故情報データバンクにも１件寄せられています。このほか、日本小児科学会 Injury Alert（傷害速報）にも２件報告されています。

また、平成 22 年には国民生活センターが、電気ケトルについて商品テスト※3を実施し、注意喚起しています。

電気ケトルの転倒等による乳幼児の熱傷事故については、専門家による「事故情報分析タスクフォース」（後記５.）において、近時、乳幼児で重大事故の発生が見受けられ、電気ポットのような類似品の存在とあいまって、今後、事故の増加が懸念されるとして、重大性・新規性の観点から検討課題に取り上げられ、製品に関する情報収集、事故状況の調査が行われました。その後、同タスクフォースから乳幼児の発達段階や傷病内容について医学的な面等から助言を受け、当庁として事案の分析と事故防止対策の検討を行い、注意喚起として取りまとめることとなったものです。

（２）製品の特徴

電気ケトルも電気ポットもお湯を沸かすという機能は同じですが、熱傷を負う原因の一つに、使用者が電気ポットとの違いを認識していないことが挙げら

れます。
　電気ケトルと電気ポットの主な相違点については、以下のとおりです。

図１　外観の例（イメージ図）

電気ケトル　　　　　　　電気ポット

表１　電気ケトルと電気ポットの特徴

項　目	電気ケトル	電気ポット
使用目的 機能	使う分だけ沸かす 早くお湯を沸かす 保温機能は無いものが多い	お湯を保存する、お湯を沸かす 保温機能（長時間の保温） 再沸騰機能が付いている
容量	1.7Ｌ程度まで	２～5Ｌ
お湯が沸くまでの時間（水の温度により異なる）	カップ１杯程度（140～150ml）の場合は１分以内 １Ｌ満水時で５分前後	３Ｌで、約15～30分前後
消費電力（定格）	900～1,500W	700～1,300W（４Ｌ製品）
使い方	本体を傾けて注ぐ	本体を置いて、モーターの力でポンプを動かし熱湯を上から注ぐ（電動給湯方式）
転倒時の熱傷防止に関する機能	転倒時のお湯漏れ防止機能が付いていない製品も多い マグネット式プラグは、以前の製品で採用あり	転倒流水試験基準(転倒時にお湯漏れを50 ml以下にする)（ＪＩＳ規格） マグネット式プラグ これらが採用されているものが多い

（３）医療機関ネットワークを通して寄せられた情報

　医療機関ネットワーク事業に参加している病院からの具体的な情報は以下のとおりです。被害程度の内訳は、中等症４件、軽症 11 件。

※中等症＝生命に危険はないが、入院を要する状態

※軽症＝入院を要さない傷病

〇床に置かれていた電気ケトルを倒してしまった事例

＜事例１＞

　電気ケトルを床に置いて使用していた。乳児がはいはいをして電気ケトルに触れて倒したようだ。家族が乳児の泣き声に気付いて見ると、乳児の体に電気ケトルのお湯がかかっていた。

（顔、胸の熱傷　中等症　０歳　平成 23 年 11 月発生）

＜事例２＞

　電気ケトルを居間の床に置いていたところ、乳児が電気ケトルを倒してしまい、熱湯に触れ、両手に熱傷を負った。

（手の熱傷　軽症　０歳　平成 24 年１月発生）

〇電気ケトルのコードを引っ張り、倒してしまった事例

＜事例３＞

　引き出すタイプの家具に炊飯器と一緒に電気ケトルを置いていた。台は引き出された状態で、幼児が電気ケトルのコードを引っ張ったようだ。台から落下した電気ケトルからお湯が流出し、足に熱傷を負った。

（足の熱傷　軽症　１歳　平成 23 年 11 月発生）

〇電気ケトルのコードを引っ掛けてしまい、電気ケトルが落下した事例

＜事例４＞

　お湯を沸かしていた電気ケトルのコードを足に引っ掛けて、電気ケトルが落下した。こぼれたお湯で熱傷を負った。

（胸、背の熱傷　軽症　８歳　平成 23 年８月発生）

２．現状の電気ケトル転倒時の安全対策

現在、転倒による熱傷事故を防止するため、以下の安全対策が採用された電気ケトルも製造・販売されていますが、高齢者には本体が軽いものが好まれる等の理由で、全ての電気ケトルに転倒時の熱傷事故防止の安全対策が採用されているわけではありません。

（１）転倒時のお湯漏れを防止する機能

電気ケトルを転倒させても､漏れ出るお湯の量を50ｍｌ以下にする電気ポットのＪＩＳ規格を応用したもの、若しくは他の仕組みにより漏れ出るお湯の量を低減させたもの

電気ケトルのフタにパッキンの仕組みを採用する等によりお湯が漏れにくい構造とし､転倒した際などに漏れるお湯の量を非常に少なくすることで熱傷の被害を軽減（重症化を回避）しています。

写真１　フタによるお湯漏れ防止（製品例）

また､電気ケトルが転倒した際に､注ぎ口が上を向くように設計することで、お湯が漏れる量を減らす構造の製品もあります。

写真２　構造による転倒時のお湯漏れ低減（製品例）
（ハンドル部分が重いため、注ぎ口が上を向き全量流出を防ぐ）

（２）コードを引っ掛けた際の転倒・落下を防止する機能

電源コードと台座（電源プレート）の接続部分をマグネット式プラグにすることにより、コードを引っ張る、引っ掛ける、力を加えるなどした際に、電気ケトル本体からコードが外れるもの

これは､電気ポットやホットプレートなどの発熱する電気製品で採用されている規格で、電気ケトルの台座（電源プレート）部分にも応用されているものがあります。

※この機能が付いた電気ケトルは、現在、国内メーカーでは生産していない。

写真３　マグネット式プラグ（製品例：写真は電気ポット）

接続時　　分離時

３．消費者庁の取組

（１）事業者への要請

電気ケトルの容量やお湯を沸かす時間等については、販売店の店頭広告や製品カタログ等に記載されていても、お湯漏れ防止等の機能に関する記載や表示は少なく、消費者は購入前に電気ケトル転倒時の安全対策の有無を知ることが難しい場合があります。

消費者庁は、一般社団法人日本電機工業会及び事業者に消費者が安全対策の有無を判別できるよう、商品の外箱、カタログ、取扱説明書及び本体表示などで表示を拡充または工夫するなどの事故防止に取り組むよう要請します。

（２）消費者への注意喚起

消費者庁は、今後、小児科医等の助言を得て、消費者へ向けた熱傷事故防止及び熱傷受傷時における被害軽減のための応急手当等を紹介したリーフレットを作成する予定です。

４．消費者の皆様へ　－熱傷事故防止のためのお願い－

乳幼児は、大人と比較して体表面積が小さく、皮膚も薄いため、熱傷を負った場合には重症化しやすいとされています。（日本小児科学会 Injury Alert（傷害速報　No. 28 電気ケトルによる熱傷））

消費者の皆様においては、以下のような注意をお願いします。

（１）電気ケトルを床の上などに置いて使用すると、乳幼児が接触し、電気ケトルが転倒してしまうことがあるため、乳幼児の手の届くところに電気ケトルを置かない。

（２）お湯の量が少ない場合、電気ケトルの重量は軽く、乳幼児の力でも倒れてしまうことがあり注意が必要です。また、容器内には熱湯が入っていることを忘れないよう注意してください。

（３）購入時には、使用場所に乳幼児がいるかなどを考慮して、お湯漏れ防止機能等の安全対策がとられた製品を選ぶ。

※１　医療機関ネットワーク事業

消費生活上の事故情報を医療機関から収集する枠組み。必要に応じてさらに医療機関・被害者・関係者からの聴取、事故現場・現物の現地調査などを行い、事故の再発防止につなげます。消費者庁と国民生活センターとの共同事業に、１３の医療機関（病院）が参画（平成 24 年 11 月現在)。

参画医療機関については、別紙を参照。

※２　件数は、本公表のため特別に事例を精査したもの

※３　電気ケトルによるやけど事故に注意！（平成 22 年６月９日公表）
http://www.kokusen.go.jp/test/data/s_test/n-20100609_1.html

５．事故情報分析タスクフォースの活動

「事故情報分析タスクフォース」は、消費者庁において一元的に集約する重大事故をはじめとする消費者事故情報（生命・身体被害に関するもの）について、消費者庁として独自に対応が必要な事案を抽出し、迅速・的確に分析・原因究明を進めていくために、高度の専門性と広い識見を有する専門家、実務家の中から、消費者庁が委嘱する 10 名のメンバーで構成し、必要となる助言を消費者庁に対して行うため、平成 22 年１月に発足しました。

その分析・原因究明結果を踏まえて、消費者庁において、それらの概要を適時取りまとめて公表するほか、所要の対応を講じてきました。同タスクフォースには以下の専門家の方々に参加していただきました。（なお、平成 24 年 10 月１日に消費者安全調査委員会が設置されたことに伴い、同タスクフォースは活動を終了いたしました。）

主査	向殿　政男	明治大学理工学部教授
	大前　和幸	慶應義塾大学医学部教授
	黒木　由美子	(公財)日本中毒情報センターつくば中毒110番施設長
	小松原　明哲	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
	澤田　淳	京都第二赤十字病院名誉院長
	中島　勧	東京大学大学院医学系研究科准教授
	新山　陽子	京都大学大学院農学研究科教授
	升田　純	弁護士、中央大学法科大学院教授
	松田　りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
	山中　龍宏	緑園こどもクリニック院長

本件に関する問合せ先
消費者庁消費者安全課　河岡、服部、望月
TEL ： 03(3507)9200（直通）
FAX ： 03(3507)9290
ＨＰ ： http://www.caa.go.jp/

別紙

医療機関ネットワーク事業 参画医療機関

○ 札幌社会保険総合病院
○ 成田赤十字病院
○ 独立行政法人 国立成育医療研究センター
○ 済生会横浜市東部病院
○ 市立砺波総合病院
○ 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
○ 社会保険中京病院
○ 京都第二赤十字病院
○ 兵庫県立淡路病院
○ 鳥取県立中央病院
○ 県立広島病院
○ 佐賀大学医学部付属病院
○ 独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター

（北から順。平成 24 年 11 月現在）